

(目的)

第 1 条 この要綱は、茅ヶ崎市立病院（以下「病院」という。）と茅ヶ崎医師会および茅ヶ崎歯科医師会（以下「医師会」という。）との協議により、病院内に設置された登録医優先病床（以下「優先病床」という。）をはじめ、院内の医療機器、設備、施設（以下「医療機器等」という。）を登録医が利用し、相互に医学の研鑽を行い生涯教育の促進を図り、また、病診連携のもとに包括的で一貫性のある医療を患者に提供することを目的とする。

(登録医)

第 2 条 登録医は、医師会・歯科医師会の会員で事前に市長に申請し承認を得た医師をいう。ただし医師会・歯科医師会の会員以外の医師で特に市長が認めた場合、医師会・歯科医師会の会員と同様の手続きにより登録医となることができる。

(優先病床)

第 3 条 優先病床は、前条における登録医が病院に届け出を行い、入院を優先させた患者に対する病院内の病床をいう。

2 優先病床は医師会・歯科医師会合わせて 5 床とする。

(診療)

第 4 条 優先病床の患者に対する診療は病院長の管理下に置き、病院担当医師が主治医となる。登録医は当該患者の診療について病院職員に対する指示権限は持たないものとする。この場合、当該患者に対する最終責任は病院が負う。

2 登録医は、紹介した患者に対する病院担当医師の診療等に際し、必要に応じ来院し主治医と協議のうえ指導及び診療に立ち会うことができる。

3 登録医の来院時間は午後 9 時以降翌朝 8 時までを除き制限しない。ただし、容態急変患者に立会うときはこの限りではない。

4 登録医が訪問指導を行う場合は「優先病床共同指導票」に必要事項を記載しなければならない。

(登録医の身分及び責務)

第5条 病院における登録医は、病院組織に属さない。

2 登録医は、病院内において指導又は立会いを行うときは、名札を着しなければならない。

3 登録医は、病院内における症例検討会、学術的会合に積極的に出席するよう努める。

(運営委員会)

第6条 この制度を効率的かつ円滑に運営するため「茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会」を設置する。

(その他)

第7条 この要綱のさだめるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日に一部修正する。

この要綱は、令和2年5月1日に一部修正する。